

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のBに雇用され、大工として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、工事現場の2階部分の内装作業中、約3メートルの高さから転落して受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に搬送され、「右第4中手骨骨折、右第5手骨骨折、右腓骨遠位端骨折」等と診断され、翌日にはD病院に転医し、入院療養となった。

請求人は、本件災害による受傷は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付についてはこれを支給する旨の処分をしたが、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付については、療養のため労働することができなかつたとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法においては、労働者が業務上の負傷又は疾病の療養のため労働することができないために賃金を受けない場合には、その期間（最初の3日間を除く。）について休業補償給付を支給する（同法第14条第1項）こととされているが、その「療養のため労働することができない」とは、業務上の事由による負傷又は疾病のため医師より安静を命じられた場合、医師より就労を禁止・制限された場合等医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災労働者がその指示に従うことによって労働することができない場合を意味するものと解されるところであり、監督署長が休業補償給付を支給しないとした期間において、請求人の傷病の状態が休業を要するものであったか否かについて、以下検討する。

(2) 請求人らは、平成〇年〇月〇日付けの文書において、E医師の診断を同年〇月〇日に受けた際、触診等の結果から靭帯が損傷していることが判明し、その後しばらく受診するように言われたことから、医学的に療養が必要であった旨主張する。

しかしながら、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「（平成〇年〇月〇日以降の期間について）休業が必要とされる具体的な理由は不明。術後3か月程度は一般的に必要なと思われる。」と述べている。この意見からすれば、請求人の本件災害による傷病の手術日が平成〇年〇月〇日であることから、休業が必要な期間は、おおむね同年〇月一杯が妥当であるといえる。

また、平成〇年〇月〇日の審理調書からは、請求人の同年〇月〇日の受診状況について、E医師が、靭帯損傷は確定している診断ではなく可能性として話をしたことや、医学的には治療が必要な状態ではないと考える旨を述べていることが認められる。

これらのことを踏まえ、本件の資料からみられる請求人の受傷経緯、傷病名等を精査すると、請求人の「平成〇年〇月〇日時点でも医学的に療養が必要だった」との主張は認められず、当審査会としても、請求人は少なくとも平成〇年〇月〇日以降は、療養のため労働することができない状態にあったとは認められないものと判断する。

(3) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした、平成〇年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。